

# ご案内

那医発第 180 号  
令和 5 年 6 月 9 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
副 会 長 玉井 修



## 医業経営関係通知の送付について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会を通じて「医業経営関係通知の送付について」が届きましたのでご案内申し上げます。

また、関係文書は当会ホームページ（新着情報→【医療機関向け】各種情報提供）に掲載しております。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 403 号 E

令和 5 年 6 月 8 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 稲富 仁  
(福祉・経営担当理事)  
(公印省略)

## 医業経営関係通知の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の関係通知が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

通知①は、「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」の一部改正後の認定医療法人制度の詳細についての情報提供となっております。

通知②は、令和 5 年度税制改正でインボイス制度に関する負担軽減措置等が講じられたことを踏まえ、令和 5 年度税制改正、事業者への個別相談対応等の周知依頼となっております。

通知③は、公正取引委員会において、インボイス制度の開始に関連し、独占禁止法違反につながる恐れのある複数の事例が確認されたため、事例を踏まえた独占禁止法・下請法上の考え方を改めて明らかにして公表されたことのご案内となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

### 記

① 持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度（認定医療法人制度）の延長について

(令和 5 年 5 月 23 日 日医発第 411 号 (医経) (地域))

② 令和 5 年度税制改正を踏まえたインボイス制度に関する周知等について

(令和 5 年 5 月 23 日 日医発第 410 号 (医経))

③ インボイス制度の開始に向けた周知等について

(令和 5 年 5 月 31 日 日医発第 448 号 (医経))

沖縄県医師会保険課: 平良、比嘉  
TEL: 098-888-0087  
FAX: 098-888-0089  
E-mail: hokenka@okinawa.med.or.jp